

他の市政変革の取組みと合わせた検討するもの（事務局案）

1 条件付き公募の見直し

指定管理者に行わせる業務内容等を勘案して、市長が適当と認めた事業者に限り申請を可能とする「条件付き公募（≡特命随意契約）」のうち、「施設の設置経緯や高度な公益性、業務内容等から、特定の団体と密接に関連している施設」においては、外郭団体が指定管理者となっている。

競争性を確保するためには、条件付き公募の見直しも必要となるが、外郭団体が指定管理者となっている条件付き公募施設の見直しに当たっては、外郭団体のあり方と、外郭団体が関与している事業分野の見直しを踏まえた検討が必要ではないか。

これらの見直しなどは、北九州市政変革推進プランでは以下の見直しを行うこととなっている。

- ①外郭団体のあり方と合わせた指定管理業務の点検
- ②外郭団体が関与する事業分野の点検（文化振興施策、公園事業、市営住宅事業など）

2 公共施設マネジメントの視点からの見直し

指定管理者制度の導入・更新にあたっては、施設に頼らなくてもより良い公共サービスが実現できないかという視点に立ち、ハードからソフトへのサービス提供方法の転換ができないかなど、行政サービスのあり方からの再検討が必要ではないか。

また、公の施設のあり方を見直すためには、投資的経費について適正水準を定めたことと同様に、施設の維持管理にかかる運営経費の適正水準の設定についても、あわせて検討が必要ではないか。（参考：投資的経費620億円／年）

- ①施設のあり方の見直し
- ②使用料・利用料金の見直し
- ③減免制度の見直し

3 公園施設のあり方の見直し

公民連携による市民・企業が主体的に公園の管理運営に参加する仕組みづくり等として、都市公園における「行為の許可※」の民間委譲の検討が必要ではないか。

※北九州市においては、都市公園でのイベント実施など、一部の行為を行う場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（権限移譲のイメージ）

市		指定管理者
占用の許可	行為の許可	管理運営
▼		
市	指定管理者	
占用の許可	行為の許可	管理運営